

【諮問第114号・第115号】

15川公審第22号
平成15年11月28日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 安 富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成14年3月18日付け13川健病第789号及び13川健病第790号をもって川崎市長から諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

別紙「開示すべき情報の一覧」記載の部分については、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 諮問第114号関係

異議申立人は、平成13年2月7日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「旧条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成10年度から12年度までの市立病院の医療事故報告書及び事故報告が記載されている文書並びに平成12年11月の川崎病院病棟勤務体制に関する文書」の閲覧及び写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成13年2月21日付けで、本件請求対象公文書のうち、病棟勤務体制（看護婦及び患者数）に関する文書については個人が識別される部分を除いた一部承諾処分を、医療事故報告書等については旧条例第7条第1項第1号、第3号イ及び第4号に該当するものとして、また病棟勤務体制（医師）については作成されていないことを理由として拒否処分を行った。

異議申立人は、平成13年4月24日付けで、上記拒否処分のうち医療事故報告書等の拒否処分について、その取消しを求めて異議申立てを行った。

実施機関は、この異議申立てについて川崎市公文書公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問（審査会諮問第109号事件）し、審査会は、調査審議を進めていたが、平成14年2月7日付けで実施機関は、この異議申立ての対象となった拒否処分について撤回し、同日付けで新川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「新条例」という。）第8条第1号及び第4号に該当するものとして医療事故報告書等のうち顛末書及び苦情文書については部分開示の承諾処分を、インシデントレポートについては拒否処分を行った。

異議申立人は、平成14年2月27日付けで諮問第109号事件についての異議申立てを取り下げ、同日付けで顛末書及び苦情文書に係る部分開示承諾処分について、その取消しを求めて異議申立てを行った（審査会諮問第114号事件）。

(2) 諮問第115号関係

異議申立人は、平成13年2月27日付けで、旧条例第9条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成10年度から12年度までの市立病院の医療事故に関するできるだけ詳しい統計資料」の閲覧請求を行った。

実施機関は、平成13年3月13日付けで、旧条例第7条第1項第1号、第3号イ及び第4号に該当するものとして、患者氏名、病院名、事件概要等の個人生活事項、病院事業情報及び刑法の規定による守秘義務情報を除いた一部公開処分を行った。

異議申立人は、平成13年4月24日付けで、上記一部公開処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

実施機関は、この異議申立てについて審査会に諮問（審査会諮問第110号事件）し、審査会は、調査審議を進めていたが、平成14年2月7日付けで実施機関は、この異議申立ての対象となった一部公開処分について撤回し、同日付けで新条例

第8条第1号及び第4号に該当するものとして部分開示承諾処分を行った。

異議申立人は、平成14年2月27日付けで諮問第110号事件についての異議申立てを取り下げ、同日付けで部分開示承諾処分について、その取消しを求めて異議申立てを行った（審査会諮問第115号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成14年2月27日付け異議申立書及び同年5月10日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

医療事故を防止するためには、医療事故の実態を客観的に調査し、分析し、その情報を公開することが必要であり、その対策を医療消費者を含めた第三者機関で考える仕組みが必要である。

本件公文書閲覧等請求に対しては、異議申立て手続中に処分が変更され、当初の異議申立てを取り下げることとなったが、変更処分は内容のないもので、これはいたずらに時間をかけ、異議申立人に負担を強いるものであった。このような処分の変更は厳に慎むべきである。

新条例第8条第1号を理由とする不開示については、本件請求対象公文書の情報のすべてが個人が識別できる情報ではなく、事故がどのような状況で起こったのかの客観的な情報もあるはずであり、これは開示しても個人の権利利益を害するものではない。また、医療事故の中には各新聞社により報道されて明らかとなったものもあるが、その内容は、特定の個人が識別される情報はなく、開示されることにより個人の権利利益やプライバシーが侵害されるおそれはないので、既に報道された内容については開示すべきである。

なお、医療事故における客観的事実は、人の生命、健康、生活又は財産を奪うこととなる医療事故を防ぐためにはそれを公にし、様々な角度から分析する必要があるもので、新条例第8条第1号イの規定に該当するものであり、また、医療従事者は、多数の患者を受け持つものであり、医療従事者の情報が開示されても特定の患者が識別できるものではなく、その情報は同号ウの規定に該当するものであり、いずれも開示しなければならないものである。

新条例第8条第4号を理由とする不開示については、患者個人が特定される情報が開示されることとなれば、病院・医療従事者と患者との間の信頼関係を損なうおそれはあるものの、個人が特定されない事故の内容や賠償請求金額などは、患者の個人情報であると同時に病院・市政の情報でもあり、それら客観的な事実の開示については患者との信頼関係を損なうおそれはなく、逆に、客観的な事実を隠すことは患者、利用者及び市民との信頼関係を損ない、病院の利用者が減るなど病院事業の円滑な運営を妨げるおそれが生ずることとなるものである。

4 実施機関の主張要旨

平成14年3月29日付け処分理由説明書及び同年9月10日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

諮問第114号事件に係る請求の対象公文書は、示談や裁判に至る前に損害賠償請求等

を起こされた場合に作成する顛末書と苦情段階のものとしての報告である苦情文書がある。

顛末書は、様式化されたものではないが、患者氏名・年齢・職業等、傷病名、検査結果、診断結果、看護記録、治療内容・方法、投薬内容、病状、事故の内容又は患者等から事故とみなされた事項の内容、損害賠償請求の経過、証拠保全に至る経過等が具体的かつ詳細に記載されている。

苦情文書は、顛末書ほど詳細ではないが、患者氏名・年齢・生年月日・住所、傷病名、診断結果、看護記録、治療内容・方法、投薬内容、病状、患者から事故とみなされた事項の内容、患者の容態等が具体的に記載されている。

諮問第115号事件に係る請求の対象公文書は、病院事業に係る年度別医事紛争事件一覧で、事件発生年月日、患者氏名・年齢・性別、病院名・診療科・担当医、事件の概要、損害賠償提起年月日、請求者氏名、患者との関係、請求額、裁判・示談等の経過、備考の項目について記載され、患者・家族の人格と密接に関連する個人情報公文書全体にわたって不可分的に記載されている。

これら医療事故報告書等には、数多くの個人情報が文書全体にわたり不可分的に生々しく記載されてはいるが、全体として個人を識別できる情報とまではいえないため、区分して開示したものであり、医事紛争事件一覧は、分析等のために作成した医事紛争の概要及び統計であり、全体として個人を識別できる情報とまではいえないため、区分して開示したものであるが、いずれの公文書においても不開示とした部分は、特定の個人が直接識別できる情報のほか、直接識別することはできないが医療事故の発生が年間数件と少ない中で、患者や患者の近親者、事件関係者、地域住民等事件の内容を知っている一定の範囲の者は、その者が有していると通常考えられる患者についての情報と照合することにより特定の個人（患者）を識別することができる情報によって構成されるものであり、また、これらの情報は患者・家族の極めて重大なプライバシーに関するもので、診療情報が有する多様な個別性を考慮すると、個人が識別される情報を除いたとしても、それを公開することにより、患者・家族の人格上の権利利益が侵害されるものである。

また、不開示とした情報は、新条例第8条第1号ア及びイには該当しないものであり、同号ウについては、担当医等の公務員情報それ自体では特定の個人が識別されなくとも他の情報と照合することにより識別され得るものであり、公務員情報を公開することは市民の市立病院・医療従事者に対する信頼関係を崩壊させ、適正な病院事業の遂行に支障を及ぼすこととなるため、同号ウにも該当しないものである。

更に、患者・家族の極めて重大なプライバシーに関する情報を公開することは、公開されないと信用している個々の患者・家族、将来患者となり得る市民の、市立病院・医師に対する信頼感が覆されることとなり、このような病院情報が外部に流出する可能性のある病院にあっては患者は安心して身体上の秘密を伝えたり、検査を受けたりすることができず、その結果、医師が患者の症状等を正確に把握することができないこととなるおそれがある。また、過失の有無が未確定又は明らかとなっていないにもかかわらず、責任のすべてが病院等にあると評価される危険性があり、医師等医療従事者が萎縮し、精神的負担が生じるおそれがある。これらによって適切な医療行

為が行われなくなるなど適正な病院事業の執行が妨げられることとなり、これは新条例第8条第4号の規定に該当するものである。

なお、客観的な事故情報や客観的な事実に関する情報であっても、それらが特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である場合は、公開することにより、個人の権利利益は害されることとなり、また、患者・家族と市立病院・医療従事者との信頼関係が崩壊することとなり、適正な病院事業の執行が妨げられることとなるものである。

5 審査会の判断

当審査会は、諮問を受けた両案件の異議申立人が同一人であり、対象公文書の内容及び処分理由が類似しており、異議申立人の意見書も同趣旨であったため、併合審理することと決定し、次のとおり判断する。

(1) 異議申立人の主張の概要

異議申立人は、新条例第8条第1号の個人識別情報に該当することを理由とする不開示部分について、そのすべてが個人識別情報であることに対し疑義を述べているのみならず、医療事故報告の事実については、事故の再発を防止するために、これを公にし、種々の角度から分析する必要がある情報で、同号イに該当するものであるから開示すべきであるとしており、さらに、同号ウの公務員情報に該当する情報もあり、その点は開示すべきであるとしている。

次に、事務又は事業に関する情報（新条例第8条第4号）に該当することを理由とする不開示部分については、病院名等の開示により患者と病院及び医療従事者との信頼関係が損なわれ、その結果病院事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという理由自体を不当であるとしている。

(2) 個人識別情報

新条例第8条第1号の個人識別情報については、個人の尊厳、基本的人権の尊重の観点から個人のプライバシーを最大限尊重するため、特定個人を識別することができる情報を原則的に不開示としたのが規定の趣旨であると解されている。

この個人識別情報については、当該情報から直截的に個人が識別できる情報のみならず、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できるものをも含むとされている。

また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利、利益を害するおそれがあるものをも含むものとされ、例えばカルテ、反省文というそれ自体には氏名等の記載がなく、個人識別性がない場合であっても、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報をも含まれると解されており、これと同様の規定を有する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の逐条解説でも、個人の人格と密接に関連するカルテ、反省文のようなものについては、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適当ではないとの行政改革委員会の判断（情報公開法要綱案

の考え方4(2)エ)に基づき、明文化されたものとされている(「情報公開法の逐条解説」45ページ 宇賀克也著 有斐閣)。そのため、個人識別性がない場合であっても、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報はその対象となると解されている。

(3) 実施機関の非開示の根拠

実施機関は、不開示の情報について、対象公文書中の記載内容を次のA乃至Yに分類し、それがいずれの種類の情報に該当するかによって、不開示の判断を行っているが、その分類のいずれの場合も、個人識別情報であるとして新条例第8条第1号に該当することを根拠としている。

- A 報告年月日
- B 事件発生年月日・曜日・時刻
- C 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、親族関係・続柄等
- D 年齢
- E 病歴番号
- F 患者職業、職歴、学歴その他経歴
- G 病院名、診療科名、診療等の場所、病棟名
- H 医師等の職名
- I 医師の氏名
- J 看護職、放射線技師、検査技師その他医療従事者の氏名
- K 診断名、症状
- L 医療行為の内容
- M 事故判明までの経過(診療経過を含む。)
- N 事故判明以後の経過、患者の転帰(診療経過を含む。)
- O 医療事故となった医療行為及び原因に関する情報
- P 患者側の意思表示、感情
- Q 損害賠償請求額及び支払額
- R 弁護士名
- S 医事紛争に関する月日及び時刻(訴訟提起、損害賠償請求、示談、裁判経過等)
- T 裁判における事件番号
- U 他の医療機関の名称、医療内容等
- V 新聞等で報道された情報(身体状況、戸籍事項、診療経過、転帰、損害賠償額等)
- W 裁判記録に含まれる情報(身体状況、戸籍事項、診療経過、転帰、損害賠償額等)
- X 患者等の財産状況に関する情報
- Y 患者等の家庭状況、居住状況、社会的活動状況に関する情報

(4) 個人識別情報該当性の検討

- ア 前記(3)のうち、次の事項は、いずれも患者個人又は患者個人に関係した個人(及びその親族)の情報であり、前記(2)に挙げた個人識別情報の定義からすれば、

個人識別情報に該当する「特定の個人を識別することができる情報」であるので、原則として不開示とされるべきもので、実施機関の判断は相当である。

ただし、「R 弁護士名」については、特にこれによって患者個人が特定されるものではなく、開示すべきものである。

C 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、親族関係・続柄等

D 年齢

F 患者職業、職歴、学歴その他経歴

P 患者側の意思表示、感情

Q 損害賠償請求額及び支払額

R 弁護士名

S 医事紛争に関する月日及び時刻（訴訟提起、損害賠償請求、示談、裁判経過等）

T 裁判における事件番号

V 新聞等で報道された情報（身体状況、戸籍事項、診療経過、転帰、損害賠償額等）

W 裁判記録に含まれる情報（身体状況、戸籍事項、診療経過、転帰、損害賠償額等）

X 患者等の財産状況に関する情報

Y 患者等の家庭状況、居住状況、社会的活動状況に関する情報

イ 更に、次の情報は、カルテ記載の情報又はカルテに記載のある情報を要約整理する等した情報であり、カルテ記載の情報同様に取り扱われるべき情報である。

前記(2)のとおりカルテは「個人の思想、心身の状況等に関する情報」であるから、個人識別情報として不開示の対象となるべきものである。

したがって、次の事項について不開示とした実施機関の判断は相当である。

E 病歴番号

K 診断名、症状

L 医療行為の内容

M 事故判明までの経過（診療経過を含む。）

N 事故判明以後の経過、患者の転帰（診療経過を含む。）

O 医療事故となった医療行為及び原因に関する情報

U 他の医療機関の名称、医療内容等

ウ 実施機関はこれ以外に次の事項についても、「医療事故の発生が年間数件と少ない中で、患者や患者の近親者、事件関係者及び地域住民等、事件の内容を知っている一定の範囲の者は、その者が有していると通常考えられる患者についての情報と照合することにより、特定の個人（患者）を識別することができる」ことを理由として個人識別情報であるとしている。

A 報告年月日

B 事件発生年月日・曜日・時刻

G 病院名、診療科名、診療等の場所、病棟名

H 医師等の職名

I 医師の氏名

J 看護職、放射線技師、検査技師その他医療従事者の氏名

ところで、平成14年1月9日の国の情報公開審査会は、次のように判断している。

「 事故が発生した病院における担当医師、看護婦等の医療関係者、警察関係者、患者及び近親者、近隣住民が関係者として想定されるが から までの関係者は、本来、医療事故の存在に関する情報を有しているものであることから、これらの者の立場から、特定個人の識別性の可否を判断することは適切でない。すなわち、これらの者は、特定年度の特定病院における医療事故の発生という情報から既に特定個人を識別することが可能であることから、「他の情報」にこれらの者の有する特別の情報を含むとして個人識別性を判断することは相当でない。したがって、個人識別性の判断にあたっては、これらの特別の情報を有している関係者以外の者から見て、通常入手し得る他の情報と照合することにより、個人を識別できるか否かを判断すべきである

また、近隣住民についても、当該個人に関する情報に基づいて相当広範な地域住民が特定個人を識別し得ることとなる場合は格別、そうでない場合には ないしと同様に解すべきものである。」

国のこの個人識別性の判断基準は妥当なものであると思料するので、当審査会においてもこの基準にしたがって判断するものとする。

前記のとおり実施機関がA、B、G、H、I、Jを個人識別情報としている理由は、これらの情報は、患者や患者の近親者、事件関係者及び地域住民等、事件の内容を知っている一定の範囲の者を基準として、それらの者が既に有する情報と照合して個人識別が可能であるからである。しかし、この実施機関の判断基準は、前記国の個人識別情報の可否の基準から明らかに逸脱するものである。したがって、これらの情報は、個人識別情報ではないと解すべきである。

なお、異議申立人は新条例第8条第1号ウの公務員情報に該当するものは開示すべきであるとしているが、実施機関は公務員である医療従事者個人の個人識別情報を理由として不開示としているものではなく、患者の個人識別情報という観点からは不開示とすべき理由はないことは既に述べたとおりであるから、この点についてはこれ以上触れない。

(5) 個人識別情報の非開示の例外

ア 異議申立人は、人の生命、健康、生活又は財産を奪うこととなる医療事故を防ぐにはその客観的な事実を公にし、さまざまな角度から分析する必要があるから医療事故の客観的な事実は新条例第8条第1号イに該当するとしている。そこで、個人識別情報として不開示としている事項のうち次の情報は、医療事故の事実に関するものであるので、同号イの該当性について更に検討する。

L 医療行為の内容

M 事故判明までの経過（診療経過を含む。）

N 事故判明以後の経過、患者の転帰（診療経過を含む。）

O 医療事故となった医療行為及び原因に関する情報

イ 異議申立人が開示の根拠として引用する新条例第8条第1号イでは、これら個人

識別情報に該当する場合であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することとされているが、この場合の「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、不開示とすることにより保護される利益と、開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することと解されている。

ウ 本件請求の対象公文書は、市立川崎・井田病院という医療機関における医療事故の顛末書及び苦情文書（諮問第114号）並びに医事紛争事件一覧（諮問第115号）であり、「人の生命、健康」に関する情報ではある。しかし、その内容を見れば、その原因が医療機関にあると否とを問わず、苦情が寄せられたものをも含んでおり、その意味で市立の医療機関における事故やインシデントの集積であり、また、その内容もカルテ等を整理要約したものである。

異議申立人は、医療事故の防止のためには医療事故の客観的な事実は公表されるべき情報であり、それを種々の観点から検討する必要があるとするが、医療事故は極めて専門的な知見を要するのみならず、具体的な情報なしには、医療機関の責任の有無及びその責任の原因たる事実を明らかにすることも困難である。その意味では、対象公文書に記載されている情報のみでは、正確な判断を下すには十分ではなく、逆に誤った判断（医療機関に責任のない事故について、医療機関及びその医療従事者を有責であるとする判断）をすら導きかねない危険性を有している。このような誤った判断は、ひいては当該医療機関及び医療従事者に対する患者の信頼を損なう危険をもたらすことも考えられる。

その意味では、上記の事項の情報の開示は、「人の生命、健康」に関する情報であるとはいえ、これを「公にすることが必要であると認められる情報」ということはできない。

したがって、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は相当である。

(6) 新聞で公表された情報

異議申立人は新聞で既に公表された情報については、更にプライバシーの侵害のおそれはないから開示すべきであるとしている。したがって、「V 新聞等で報道された情報（身体状況、戸籍事項、診療経過、転帰、損害賠償額等）」は開示すべきであるという主張をしているものと思われるので、この点について検討する。

確かに、患者又は親族（以下「患者等」という。）が自ら記者会見をする等とし、公表を許容した事項については、患者等のプライバシーの侵害ということは考え難いところである。しかし、新聞記事等は必ずしも患者等が公表を許容した事項のみを記事として掲載しているとは限らないものである。新聞等は独自の取材活動等の結果として知り得た情報をも交えて記事を掲載することは十分あり得るところであるから、新聞記事に記載がある事項がすなわち患者等が自ら公表を許容した事項でありプライバシー侵害の危険がないと判断することはできない。

更に、新聞等で報道された情報であるから公開するということにすれば、対象公文書の他の未だ開示されていなかった情報が特定の個人の医療事故に関する情報であることが判明するおそれ（マッチング）がないではなく、新たなプライバシー侵害を招来する危険性がないではない。

したがって、「Ⅴ 新聞等で報道された情報（身体状況、戸籍事項、診療経過、転帰、損害賠償額等）」を個人識別情報として不開示とした実施機関の判断は相当である。

(7) 事業執行情報該当性

ア 実施機関は次の情報については、事務又は事業に関する情報（新条例第8条第4号）に該当するとしているので、更に検討する。

 G 病院名、診療科名、診療等の場所、病棟名

 I 医師の氏名

 J 看護職、放射線技師、検査技師その他医療従事者の氏名

イ 実施機関は、個人識別情報の外部流通により、病院、診療科、診療場所等又は病棟に対する患者の信頼感が低下する危険性があり、患者から医師や医療従事者へ正確な病歴や症状が伝わらないおそれがあり、また、過失の有無が未確定又は明らかになっていないにもかかわらず、すべての責任がその病院又は診療科にあると一般人及び患者から評価される危険性があり、所属する医師や医療従事者が萎縮し、精神的負担が生じ、このため適切な医療行為の実施が困難となり、適正な病院事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとして「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当するとしている。

ウ そもそも、川崎市の公文書についての情報公開制度は、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することを目的」として定められた制度である（新条例第1条）。

この観点から対象公文書を検討すると、いずれも苦情等の医療紛争の存在することを報告している文書であり、前記のように当該職員の医療行為に関する責任の有無まで判断することができる性格のものではないことは明らかである。

市の諸活動を説明する責務を全うし、市政運営の透明性の向上等に資するという観点からすれば、対象公文書の文書としての性格上、市立病院での医療紛争の存在が明らかとなる限度の開示は必要である。

この点においては、この医療紛争に関与した公務員たる医師やその他の医療従事者の氏名の情報は、当該個人が市立病院に勤務する医師等であるから公務員であり、医療行為そのものが当該医師等にとっては、その職務遂行に係るものといえることができるので、開示の対象となると解する余地がある。

しかし、そもそもこれら公務員の職務執行情報を開示すべき情報としているのは行政の説明責任の観点からと解されているが、対象公文書そのものが当該医師等の医療行為についての責任の有無を判断できる文書ではないにもかかわらず、これらを開示することは、当該医師等が医療行為において責任があるかのように受け取られかねないおそれがあり、当該公務員の名誉、プライバシーを侵害し兼ねず、更に、根拠のない医師等に対する信頼関係の欠如を招来し、市立病院の運営に支障をきたすおそれがあると考えられる。これらは行政の説明責任の限度を超えるものであるという側面を否定できない。

実施機関が、患者から医師へ正確な病歴や症状が伝わらないおそれがあり、また、過失の有無が未確定又は明らかになっていないにもかかわらず、すべての責任がその医師にあると一般人及び患者から評価される危険性があり、当該医師が萎縮し、精神的負担が生じ、このため適切な医療行為の実施が困難となり、適正な病院事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているのは、この間の事情を表すものということができる。

したがって、以上の諸点を考慮するならば、「I 医師の氏名」、「J 看護職、放射線技師、検査技師、その他医療従事者の氏名」については不開示とした実施機関の判断は結局相当である。

しかし、医療事故情報は人の生命、身体にかかわる重大な情報たり得るものであり、これをすべて隠蔽^{べい}することによって適正な病院事業の遂行ができるという考え方は、公文書公開の説明責任の観点からしても「正当な利益」とは認め難いので、「G 病院名、診療科名、診療等の場所、病棟名」については、開示すべきである。

(8) 実施機関の分類に外れる開示部分

実施機関は、前記3のとおり不開示部分を分類して、その開示できない項目と根拠を示しているが、この分類が正確性を欠いていると思われる点があり、また、統一的でもない。

このため、審査会において、更に検討したところ、不開示部分の中には、前記の基準から考えて、開示すべき箇所がある。

その一つは、「H 医師等の職名」である。これに該当するものが、別の理由で全体的に不開示とされているので、この部分については開示すべきものとする。

更に、「B 事件発生日月日・曜日・時刻」以外の年月日についても、不開示とされているが、既に「B 事故発生日月日・曜日・時刻」を開示している以上、これらの年月日が開示されることによって個人識別性に影響することは考え難いところであるから、これについても開示すべきである。

(9) なお、本答申は、本件異議申立対象公文書について、個人識別性のある情報から識別性をなくし、公にしても個人の権利利益を害することとならないと認められる情報について言及したものである。

しかしながら、医療事故が市民の大きな関心事となっている今日にあっては、その内容を公表することは社会的要請であり、特に公立病院においては地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項に基づき、経済性の発揮に併せ、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないことが経営の基本原則である（同法第3条）ので、医療事故情報における患者等のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつも、病院経営の透明性の向上と市民の信頼確保を図るため、例えば個人識別情報を排除した上で、事故の内容がわかるような記録の公開を行うことや患者等から同意を得た上での現行公文書の更なる開示など、情報公開制度の拡充を望むものである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸夫

委員 高岡 香

委員 三浦 俊介

委員 安富 潔

開示すべき情報の一覧（第115号関係）

年度・番号	項目名	開示すべき情報の内容
共通	事件発生年月日	すべて
	病院名（診療科・担当医）	病院名及び診療科名
10年度・1	事件の概要	1行目の月日及び診療科名
		3行目の月日（手術施行日を含む。）
10年度・2	事件の概要	1行目の月日及び時刻
		3行目、4行目及び6行目の日時
		9行目の弁護士名
	備考	6行目の弁護士名
10年度・3	事件の概要	1行目、8行目から9行目まで及び12行目の月日
		2行目の病院名
		3行目の日にち
		5行目の職名
	備考	6行目及び11行目の弁護士名
10年度・4	事件の概要	1行目、7行目、10行目及び16行目の月日
		2行目の診療科名
		7行目の日にち
10年度・5	事件の概要	1行目、14行目の月日
		2行目から3行目及び22行目の病院名
		4行目から5行目まで、7行目、9行目の日時
		17行目の日にち
10年度・6	事件の概要	1行目及び6行目の月日
		1行目の診療科名
		8行目の病院名
11年度・1	事件の概要	1行目、2行目及び3行目の月日
		5行目の病院名
		14行目の弁護士名
	備考	3行目の弁護士名
11年度・2	事件の概要	1行目、2行目及び3行目の月日
		1行目の診療科名
		9行目の弁護士名
	備考	6行目及び8行目の弁護士名
11年度・3	事件の概要	1行目の月日
12年度・1	事件の概要	1行目の月日
12年度・2	事件の概要	1行目の月日
	備考	5行目の弁護士名
12年度・3	事件の概要	1行目の月日
12年度・4	病院名（診療科・担当医）	職名
	事件の概要	1行目及び3行目の月日
12年度・5	事件の概要	1行目及び3行目の月日
		4行目の月

開示すべき情報の一覧(第114号関係)

願末書 番号	ページ数	行 数	開示すべき情報の内容		
1	1	2	報告月日		
		3	事故発生日及び曜日、病棟名並びに診療科名		
		6	受診月日及び曜日並びに診療科名		
		9	入院月日及び曜日並びに病棟名		
		10	手術月日及び曜日並びに入室時刻		
		11	診療科名及び職名		
		11~12	加刀時刻		
		21	職名		
		25	手術終了時刻		
	26	職名及び時刻			
	2	2	2、4、7	職名	
			6	時刻、診療科名及び職名	
			26	終了時刻	
			28	病棟名	
	3	3	5、9	月日	
10			職名		
25			31文字目及び32文字目の病院名		
2	1	2	受診月日、病院名及び診療科名		
		8から9、14、17、18	受診(来院)月日及び時刻		
3	1	1	報告月日		
		2	報告者の所属診療科名		
		7、8	入院等の年月日		
		13	受信月日及び時間帯		
		16	病院名		
		17~18	病院到着時刻及び診療の場所		
		20	病棟名及び入院時刻		
		21	月日		
		26、27	月日・時間帯及び時刻		
		2	2	1	月日及び時間帯
				2	時刻及び病棟名
	3			月日及び時刻	
	4			時刻	
	5			診療科名	
	10、14			職名	
	12~13			月日及び時刻	
	16~17			月日、病棟名、診療科名及び職名	
	21			月日	
	22、25			時刻	
	3	3	1	時刻	
			6	月日	
			8、12	職名	
			9	月日及び時刻	
			11	月日、時刻及び病院名	
			13	病棟名及び職名	
	4	4	1	月日	
			2	職名	
			3	月日、時刻及び病院名	
			8	病棟名及び職名	

願末書 番号	ページ数	行 数	開示すべき情報の内容
4	1	5	受診月日
		6	病院名及び診療科名
		8	職名
		13	受診月日及び診療科名
		20、23	月日及び診療科名
		25	入院月日
	2	1	手術月日
		4、5、6	職名
		18	時刻
		20	月日
	3	1、5、11	時刻
		12、21～22、23	月日及び時刻
5	1	5	月日及び時間帯
		6	時刻、病院名及び診療科名
		7	検査月日及び時刻
		8	病棟名
		12、13、15、19	月日及び時刻
		16	時刻
		22、24、26	月日
		23	診療科名
	25	診療科名及び月日	
	2	20～21	職名
22		月日	
6	1	2、3、9	月日
		4	受診月日及び診療科名
		10、12、13、17、19、22、26、27、28、29、30、34	日にち
		31	時刻
	2	3、17、19、21、22、27、29	日にち
		18	月日
		31、32	時刻
	3	36	時刻及び職名
7、8		日にち	
10		月日及び時刻	
7	1	12	職名
		4	手術月日、曜日及び病院名
		6、8	月日及び曜日
		9、14	弁護士の氏名
		10	病院名
		12	説明月日、曜日、病院名及び職名
		13、15～16、22	職名
	2	19	診療科名
		21、23～24、30	弁護士の氏
		3	弁護士の氏
		8、9	職名
	11	連絡月日、曜日及び弁護士の氏名	
	16	病院名	

願末書 番号	ページ 数	行 数	開示すべき情報の内容	
8	1	2	事故発生月日、曜日、病棟名及び診療科名	
		5	診療科名	
		6	受診月日及び曜日	
		7	診療科名及び職名	
		8	月日及び曜日	
		10～11	入院月日、曜日、病棟名及び診療科名	
		12～13(1文字目)	手術月日、曜日、時刻、診療科名及び職名	
		14	職名	
		24	手術終了時刻	
		27	診療科名及び時刻	
	2	5	職名	
		6、30	診療科名及び職名	
		8、12、13	診療科名	
		9(31文字目)～10(8文字目)、31(6～13文字目、16～18文字目)	職名	
		10(20文字目～28文字目)	病棟名等	
		15	診察月日、曜日、時間帯、診療科名及び職名	
		17	時刻	
		25	説明月日、曜日及び職名	
		3	6	職名
			12	説明月日、曜日及び診療科名
	15～16		説明月日、曜日、職名及び診療科名	
	18		職名及び診療科名	
	30		説明月日、曜日、診療科名及び職名	
	31		診療科名	
	4	3、6	月日及び曜日	
		4～5	診療科名	
	9	1	2	病院名
			3	事故発生月日及び曜日
12			受診月日	
19			入院月日及び曜日	
21			診療科名	
23			手術月日及び曜日	
25(10文字目～14文字)			時刻	
29			集中治療期間	
30		月		
2		1	日にち及び病棟名	
	2	月日及び曜日		
10	1	10	病院名	
		1	報告月	
		5	事故発生月日及び時刻	
		6	所属名及び職名	
		8	受診月日及び診療科名	
		9、10、19、22、24、28、32	職名	
		21	所属名	
		25	診療科名及び職名	
		30	受信月日及び職名	
		36	職名及び兼務先診療科名	
		37	月日	
		38	組織名	
40	組織名及び病院名			

願末書 番号	ページ 数	行 数	開示すべき情報の内容
10	2	1	来院月日
		2、13、20	職名
		7、8~9	組織名
		9	病院名
		10	職名及び謝罪月日
		12	面談月日
		22	原因月日
		24、30、32、34、36、37、	月日
	3	2、3	月日及び診療科名
		4	受信月日及び職名
		5、27	職名
		6、7、8、9、10、11、12、 13、14、15、29、30	月日
		16、19	受信月日及び組織名
		18	来院月日及び職名
		20	受診月日及び診療科名
		21、22	月日及び職名
		11	1
3	証拠保全月日及び曜日		
5、13	入院月日		
6、17	手術月日		
15~16	入院期間の月日		
20、21、23、25、28、29	月日		
26	月		
27	年月日		
2	30		月及び年
	1		月日及び年月日
	3、8、9、10、14、15、16、 17、19、20、25、30		月日
	3~4、9~10、13		年月日
	5		月日及び診療科名
	7		月日及び月
12	1	12	月
		2	事故発生月日及び曜日
		3	病院名
		6	月日、曜日及び時間帯
		7	来院月日、曜日、時刻及び病院名
		9	診療科名
		11	入院時刻
		12、19	月日、曜日及び時刻
	22	面談月日及び曜日	
2	1	職名	
13	1	5	受診月日、曜日及び時刻
		6	病院名、診療科名及び職名
		9、10、11、13	受診月日、曜日及び診療科名
		16	手術月日及び曜日
		17	月日、曜日、時刻及び診療科名（25~27文字目に限る。）
		18（6~11文字目）	職名
		19	月日、曜日、診療科名及び職名（23文字目~27文字目）
		20	月日、曜日及び職名
	2	2~3（3文字目まで）	月日、曜日、時刻、診療科名及び職名
		3	職名
		9	月日及び曜日

願末書 番号	ページ 数	行 数	開示すべき情報の内容
14	1	4	受診時期
		6、8	受診月日及び曜日
		10	診療科名
		12	受診月日、曜日及び診療科名
		16、17、19、20、22、24	月日及び曜日
	25	面談月日、曜日及び職名	
	2	3	職名
		11、13、16	月日及び曜日
		15	月日、曜日及び病棟名
		22	月日
24		面談月日、曜日及び職名	
15	1	1、4、14、21、30	病院名
		2、26、31、32	職名
		6	来庁月日、曜日及び時刻
		11	組織名及び職名
		15	入院月日
		18、19	診療科名
16	1	28	診療科名及び職名
		1	報告月日
		2、3	職名
		6	調剤月日
		13	調剤月日及び曜日
		14、16、18、20、23、25、	時刻
		17	月日
	19	月日及び曜日	
	22	時刻及び職名	
	2	2	受診月日、診療科名及び入院月日
		19	手術月日
	3	9	月日及び時刻
		15	病院名及び診療科名
16		職名	
17	1	1	報告月日
		3、31	職名
		10	入院月日及び曜日
		11	年月日及び曜日
		15、33	月日、曜日及び時刻
		16	月日及び病院名
		18、19、32	月日
	2	1、20	職名
		3	面談月日、曜日及び時刻
		6	病院名
7	職名及び病院名		
10	診療科名		